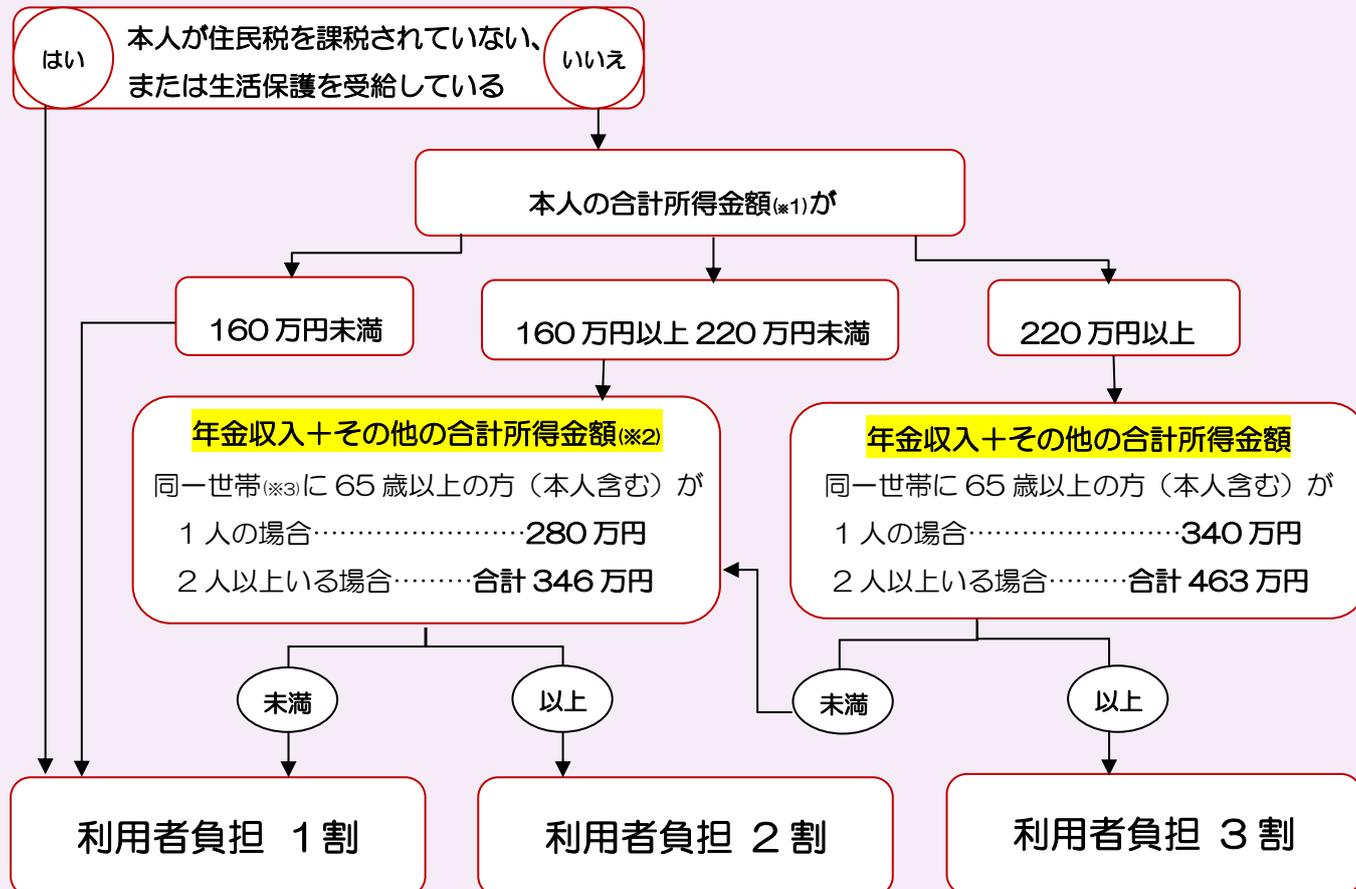


《負担割合の算出方法は下記の表を参考にしてください》

65歳以上の方



(※1)「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。また、土地や家屋の売却に係る特別控除がある場合には、税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

上記のほか、税制改正の影響を受けないよう税法上の合計所得金額をさらに調整して判定に用います。

(※2)「その他の合計所得金額」とは、合計所得から、年金収入にかかる雑所得を除いた金額です。

(※3)「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

- 生活保護を受給している方、第2号被保険者（40歳～64歳）の方及び住民税非課税の方は、所得に関わらず1割負担となります。
- 介護保険被保険者証に「給付額の減額」の記載がある場合、減額適用期間においては3割負担となります。
※負担割合3割の方は、減額適用期間は4割負担となります。

【お問い合わせ】

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
 台東区役所 介護保険課 給付担当
 電話 03(5246)1249
 FAX 03(5246)1229